

これでは日本を守れない  
～現行法制の不備が国を亡ぼす～

元空将 織田邦男

昨年12月、国家安全保障戦略（以下「NSS」）が公表された。NSSは10年先を見据えた最上位の戦略文書であり、我が国で初めて策定された歴史的な文書といえる。

欧米先進諸国では通常NSSを策定している。我が国では昭和32年に「国防の基本方針」が策定されたが、300字足らずの「国防諸施策の基本」を示す文章に過ぎず、とても戦略といえる代物ではなかった。

何故、我が国ではNSSが策定されなかったのか。終戦直後、連合軍総司令部（GHQ）が日本に押し付けた平和憲法に理由がある。「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と前文にあるように、我が国は安全保障戦略を策定する必要はなかった。というより考えることを自己規制する心理的呪縛に陥っていた。今回、新設された国家安全保障会議（NSC）の下、外交、防衛を中心としたNSSが策定されたのは、憲法の一部否定とも言うべき画期的なことと言えよう。

NSSでは「日本の平和と安全は一国では確保できず、国際社会も日本が一層積極的な役割を果たすことを期待している」との認識の下、「国際協調主義に基づく積極的平和主義」を基本理念とした。基本理念を受けて国益を定義し、課題を克服するため、経済力・技術力・外交力・防衛力など国家の諸力を結集した戦略的アプローチを明らかにした。

NSSは大部分が首肯できるが、「今そこにある危機」に対する現状認識については、やや首を傾げるところがある。「領域保全に関する取組みの強化」について、NSSは「平時でもない有事でもない事態、いわばグレーゾーンの事態が生じやすく、これが更に重大な事態に転じかねないリスク」を指摘し、「不測の事態にシームレスに対応」する必要性を述べていることは率直に評価したい。

だが、シームレスな対応を阻害しているのは、装備でもなければ、人の問題でもない。有事と平時を明確に区分した冷戦対応の現行法制なのである。この認識は未だ国民には共有されていないようだ。昨今の集団的自衛権に関する国会論議を聞いても、的外れな議論が多い。現行法制の不備で、最も苦勞するは最前線の自衛隊員である。自衛隊員が苦勞するだけならまだいい。我が国の安全が損なわれるようでは大問題である。

現在の安全保障環境は、冷戦時の様な「有事、平時」という明確な境界が消滅したことが最大の特徴である。起こりうる事態は「治安」なのか「防衛」なのか、あるいは「犯罪」なのか「侵略」なのかも区別できないことが多い。「前線、後方」の区分など、ほとんど無意味になった。サイバーの世界では、もは

や「攻撃、防御」の境界さえ曖昧になっている。

不測の事態も、何時、どこで、主体は誰で、手段は、そして如何なる事態なのか予測は困難である。まさにポストモダン的でファジーでグレーな時代である。尖閣諸島周辺で起こり得る不測事態も例外ではない。

こういった安全保障環境の劇的な変化に現行法制は取り残されている。「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書待ちなのかもしれないが、NSSでは「我が国領域を確実に警備するために必要な課題について不断の検討を行い、実効的な措置を講ずる」と言葉を濁す。

安全保障の基本原則は、まずは危機の発生を未然に防止することである。これはファジーでグレーな時代にあっても変わらない。そしてもし不幸にも危機が発生したら、事態をそれ以上悪化、拡大させないこと。そして相手国に短時間に既成事実を作らせないことである。だが現行法制では間髪を入れずシームレスな対応で事態の悪化、拡大防止を図ることは難しい。

現在の防衛法制は、冷戦時代の遺物である。「有事、平時」が明確に区分され、平時から有事へは、3ヶ月程度のリードタイムがあるとの前提で成り立っている。冷戦当時、仮想敵ソ連による日本侵攻は、兆候を察知してから実際の侵攻まで、約3ヶ月のリードタイムを想定していた。その期間に「防衛出動」の国会承認を取り付け、自衛隊による自衛権行使を可能にすると考えていた。

冷戦終焉後 25 年、安全保障環境は激変した。尖閣諸島周辺における緊張状態も、平時とも有事とも言えない、言わば「有事に近い平時」である。現下の情勢下では、リードタイムなど考えられない。

明日にでも起きうることだが、仮に尖閣に中国人らしき集団が上陸したとしよう。事態は不法入国という「犯罪」なのか、あるいは武力による「侵略」なのか区別はつくまい。だが現行法制上は「平時」であり、警察権を行使して対応せざるを得ない。まずは海上保安庁あるいは沖縄県警が出動することになる。

海保または県警が上陸した後、この中国人が武装民兵だと判明したらどうなるか。海保や県警は民兵を逮捕、拘束するどころか、たちまち殲滅されるに違いない。

事態を重く見た政府は陸上自衛隊の投入を検討するかもしれない。だが自衛隊は、防衛出動が下令されなければ投入できない。治安出動であれば自衛隊も警察権行使に制限されるので、武装民兵の武力攻撃には対応できない。防衛出動、治安出動共に国会承認が必要である。これには手続きと時間を要す。とても間髪を入れず、柔軟な対応をとることはできない。

作戦の合理性から言えば、いきなり陸上自衛隊を投入するより、まずは海上補給路を断ち、武装民兵を弱体化させるのが良策だろう。無人島で補給が断たれば武装民兵も「ガダルカナル化」する。だが、補給路を断つ海上封鎖は、

自衛権行使に該当するとされている。やはり防衛出動が下令されなければ海上自衛隊を投入することはできない。

こういう事例も起こりうる。尖閣諸島周辺で海上保安庁の巡視船が中国海軍艦艇から攻撃を受けたとしよう。即座に反撃して海保を守らねば、「力の信奉者」の中国は弱みに付け込み、更なる海保巡視船への攻撃を招く可能性がある。その瞬間、尖閣諸島の実効支配は中国の手に帰する。1988年、中国海軍がベトナム海軍を攻撃してスプラトリー諸島（南沙諸島）の領有権を奪ったパターンである。

中国海軍の攻撃には、海自護衛艦が対処しなければ海保巡視船を防護することはできない。海自護衛艦の能力からすれば対応は十分可能である。だが平時にあつては、中国海軍の攻撃から海保巡視船を武力によって守ることは、自衛権行使にあたる。やはり「防衛出動」が下令されてなければならない。諸外国の軍隊と違って、自衛隊は「防衛出動」が下令されていないならば、自衛権行使はできない。結局、能力はあつても海保巡視船を守ることはできない。

自衛隊法 82 条「海上における警備行動」でも防護できないか。「海上警備行動」は過去 2 回発動された例がある。ただ、攻撃前の絶好のタイミングで「海上警備行動」が発令されるのを期待するのは難しい。仮に、絶妙のタイミングで政府が決断し、「海上警備行動」を発令したとしても、「海上警備行動」で許容されるのは自衛権ではなく警察権の行使である。警察権では、巡視船が攻撃される前に防衛行動はとれない。また巡視船が沈められてしまった後であればこれを撃退することもできない。過剰防衛になるからだ。

では空から航空自衛隊は海保巡視船を守れるのか。結論から言うとこれもできない。先ず根拠となる法令がない。現行法制は法律で定められたことしかできないというポジティブリスト方式で自衛隊を規制している。

航空自衛隊はミサイルと機銃で武装し、いつでも 5 分でスクランブル発進できるよう全国各地で待機している。だが、これは隊法 84 条の領空侵犯対処のためである。海保巡視船が攻撃される情報を得たとしても、領空侵犯対処ではないからスクランブルを上げることすらできない。たまたま海保の上空に空自戦闘機がいたとしても、海保を援護射撃するのは自衛権行使にあたり防衛出動下令が必要だ。結局パイロットは上空で切齒扼腕するのみになる。

今年の 3 月 23 日、トルコ空軍が領空侵犯したシリア空軍戦闘機 MIG29 を撃墜したニュースが流れた。トルコ空軍は国境に接近するシリア軍の MIG-23 戦闘機 2 機を確認し 4 度にわたって警告した。だが、内 1 機が領空に侵入したため、トルコ空軍 F-16 戦闘機がミサイルで撃墜したという。

領空は絶対的かつ排他的主権を有し、他国の軍用機が侵入すれば強制着陸をさせ、これを拒めば撃墜してよいというのが国際慣例となっている。今回のト

トルコ空軍の処置は国際慣例に基づいており瑕疵はない。独立国家として正当な自衛行動といえる。

仮に、尖閣諸島を中国戦闘機が領空侵犯した場合、空自はトルコ空軍のように行動できるだろうか。結論から言うと、能力は十分可能であるが、現行法制上それは難しい。

空自の領空侵犯措置は自衛行動ではなく警察行動である。武器の使用は刑法36条、37条、つまり正当防衛、緊急避難の条項を準用することになっている。尖閣諸島は無人島であり、たとえ尖閣諸島へ爆弾を投下準備したところで住民が危害を受けるわけではない。このため平時にあつては、刑法36条、37条を準用して武器を使用する機会はない。絶対的、排他的な領空主権を侵されたからといって、トルコ空軍のように撃墜することはできないのだ。

軍用機によって領空が侵犯された場合、まずは強制着陸させることが国際慣例である。だが強制着陸を受け入れるかどうかは、相手操縦者の意思如何にかかっている。飛行機は「首に縄をかけて引っ張ってくる」というわけにはいかない。無線や機体信号、あるいは警告射撃による誘導に従わない場合、それ以上の強制手段はない。どうしても従わない場合「撃墜する」との最後の手段が担保されてはじめて、領空侵犯操縦者は誘導に従うのだ。最後の手段を封印された空自の場合、「撃墜」以外のあらゆる手段は尽くすが、それでも従わない場合、主権が侵されても、なすすべなく見守る以外にない。

中国戦闘機が尖閣諸島の領空を侵犯したら、直ちに撃墜しろと筆者は主張しているわけではない。最高指揮官たる総理大臣が全般状況を総合的に判断し、撃墜すべきと決断しても、現行法制上、パイロットに撃墜しろとは命令できない。このため国際慣例である強制着陸を実施させることは難しい。この硬直した現行法制が現在の安全保障環境に適合してないと主張しているのだ。

国籍不明の潜水艦が潜航したまま領海侵犯した場合どうか。他国の領海を潜航通過することは国際法違反である。冷戦華やかなりし頃、スウェーデン海軍は潜航して領海侵犯を続ける潜水艦（ソ連海軍と推定）に対して、爆雷を投下して威嚇したことがあった。

昨年、中国海軍と思われる潜水艦が接続水域を3回潜航通過した。もし領海侵犯した場合、海上警備行動を発令する予定だったと防衛大臣は述べている。日本はスウェーデンのような行動はとれるのか。

爆雷の投下は平時にあつても可能だとする意見がある一方、それは自衛権行使に該当し、防衛出動が下令されていないとできないと主張する学者もいる。事態が生起してから小田原評定をやっている暇はない。事態に応じ、間髪をいれず最適な行動がとれるよう、法的整理をしたうえで公表しておくことが必要であろう。

特に鹿児島県奄美大島沖、久米島沖、南大東島周辺の3箇所は中国海軍の東シナ海からの出口であり、戦略的要衝である。中国は有事に備え、少しずつ踏み込んだ行動をとり日本の対応を試している。日本は毅然とした対応を採ることを明確に示すことによって、中国の冒険的野心を未然防止することができる。

防衛出動が下令された以降は有事、それまでは平時、そして平時は警察権、有事は自衛権の行使と現行法制は明確に区分している。これではとてもシームレスな対応はできない。現在は平時か有事かが不明確なグレーゾーンが常態であり、現行法制は安全保障環境の変化に追従できていない。まさに冷戦の遺物なのだ。

自衛隊法第82条の3「弾道ミサイル等に対する破壊措置」はその歪さの象徴といえる。弾道ミサイルが我が国に飛来するのに、何故「破壊措置」で「迎撃」ではないのか。国際的には”Intercept”というのが常識であり”Destroy”とは言わない。

昨年の北朝鮮ミサイル騒動の際、太平洋軍司令官は「米国の領域に飛来するミサイルは断固”Intercept”する」と述べた。日本の場合、「迎撃」であれば自衛権行使にあたる。従って、北朝鮮から「日本も決して例外ではない」と物騒な脅しをかけられても、自衛権行使ではなく「破壊措置」なのである。現行法制の不備を繕う苦肉の策なのだ。現役時代、米軍に対し「破壊措置」を説明するのを戸惑ったのを覚えている。この場合、別に実害がないからいいではないか、と言われればそれまでの話だが・・・。

自衛権行使が必要になれば、堂々と「防衛出動」を下令すればいいという識者は多い。「防衛出動」は国会承認が必要であり、煩雑な手続きに時間もかかる。とても「間髪を入れず」対応はできない。また「防衛出動」は対外的には「宣戦布告」との誤ったメッセージと与える可能性が強いという別な問題点もある。

海保巡視艇が中国海軍に撃沈され、これに対応すべく政府が「防衛出動」発令のため国会承認の手続きを始めたとしよう。日本は一隻の海保巡視艇が撃沈されたのを口実に、中国に対し全面戦争を仕掛けようとしていると国際社会には映るかもしれない。中国は当然、「悪いのは日本」「全面戦争を仕掛けようとしている」と「世論戦」に出るだろう。事実関係を知らない米国民がそう理解すれば、日米同盟が発動されないことだって十分あり得る。「防衛出動」には、そういうリスクもある。

実際問題として、海保巡視船一隻の被害では政府も「防衛出動」下令を躊躇するに違いない。結果として海自護衛艦が付近にいても自衛権さえ行使できず、巡視船を見殺しにすることになる。現行法制では「防衛出動」のハードルが高すぎ、結果的に自衛権さえ行使できなくなっている。これでは独立国とはいえない。

誤解を避けるためあえて述べるが、海保が中国海軍の攻撃を受けたら、いつでも直ちに海自は自衛権を行使して反撃すべきと主張しているわけではない。領空侵犯の件で既述したように、最高指揮官である総理大臣が総合的に判断し、反撃すべきと決断しても、法制上それはできない。つまり為政者の採るべきオプションが、実質上大きく制限されている。それは独立国家として正常な状態ではないと主張しているのだ。

自衛隊発足の際、旧軍が暴走したトラウマも手伝ってか、自衛隊の行動を幾重にも縛った法体系となっている。いわば「軍からの安全」を重視している。平時、有事の区別がシンプルな冷戦時代はそれでも問題はなかった。

自衛隊は旧軍とは違ってシビリアンコントロールが徹底されている。ファジーでグレーな安全保障環境で自衛隊を適切に活用するには、現行法制はもはや時代錯誤といって良い。政治が自衛隊をうまく活用するという「軍による安全」の発想が求められている。

最高裁の砂川判決でも「自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための措置をとり得る」ことは認められている。にもかかわらず、「防衛出動」下令という単なる「手続き」によって、実質的な自衛措置がとれないのであれば、法令が現状に適合していないと言わざるを得ない。安全保障環境の変化に適合すべく法的整備を怠ってきた政治の怠慢である。

「今そこにある危機」に機敏に対応し、事態の悪化、拡大を抑止して平和と安全を確保するためには、防衛出動下令以前にあっても、自衛権行使を可能にする法整備や法解釈が是非とも必要である。自衛隊に毎年約5兆円もかけながら、雁字搦めに縛って動けないようにしているのは論理矛盾以外の何物でもないのだ。

次に集団的自衛権についても触れておきたい。NSSでも述べているように「日本の平和と安全は一国では確保」できない。近年、力を背景にした現状変更を試みる中国と対峙するのに、日本一国では対応できない。残念ではあるがこの事実は認めなければいけない。安全保障を考える上では、何より冷静に「弱さを自覚」することが必要である。

日本は核も攻撃力も持たない。情報分野もほとんど米国頼りである。貿易立国日本の生命線であるシーレーンも事実上、米第7艦隊に守られている。自衛隊の装備はほとんどが米国の軍事技術に依存している。将来もこれでいいかは別の問題として、現状は日米同盟に頼らざるを得ない。

中国が最も避けたいのは米国と事をかまえることである。米国の関与は、アジアの平和と安定に欠かせない。中国の挑戦的な行動を阻止できるのは米国しかない。だが、もはや米国でも一国では手に余るのも事実である。

今年3月4日、米国防総省は「4年毎の国防計画の見直し(2014QDR)」を公表した。その中で「豪州、日本、韓国、フィリピン、タイとの同盟強化がリバランスの中心」と述べている。相対的に力の陰りがみえる米国は、もはや同盟国の支援なく世界秩序を維持することはできない。

東アジアの平和と安定を保つためには、日米同盟の緊密化が不可欠である。日本が米国と強力なタッグマッチを組んで中国をヘッジすることが求められる。このための集団的自衛権の行使容認は待ったなしである。

近年、習近平主席は、「戦いに備えよ。そして戦いに勝たねばならない」と好戦的言辞を使うようになった。冷戦後、このような好戦的な言葉を使うのは北朝鮮指導者くらいだった。言葉だけではない。民族主義をあおる「中華民族の偉大なる復興の夢」をスローガンに東シナ海、南シナ海で益々挑発的になっている。

習近平政権が発足して1年、経済、治安、環境など内政がうまくいっていないのも事実である。不動産バブルの瓦解、地方政府の債務不履行、経済的苦境、汚職、腐敗、海外への資産逃避、貧富の格差など、中国は時限爆弾を抱えているようなものだ。国内に問題を抱える時、対外的に強い姿勢を示し、求心力を高めようとするのは独裁者の常道である。その標的が日本になっている。

最大の問題は米国が国際問題に関心を失いつつあることだ。オバマ大統領はもっぱら内政に終始しており、国際問題に関心が薄い。昨年以來、オバマ大統領は、米国はもはや「世界の警察官」ではないと繰り返し述べた。

シリアの内戦では、アサド政権が化学兵器使用という「レッドライン」を越えた。だが、オバマ大統領は武力行使権限を議会に丸投げにし、挙句の果てにはロシアの助け舟に便乗して軍事介入を避けた。

イランでは、核開発の透明性を高める代わりに制裁の一部を緩和することで合意した。イラン寄りの妥協案にイスラエル、サウジアラビア、カタール、オマーンなどは失望し、中東における米国の威信は地に墜ちた。

リビアやマリの内戦でも及び腰であり、「背後から導く(leading from behind)」と述べた。もはや戦後世界を率いてきた矜持は感じられない。中国はこうした米国の姿勢を見透かしたようにジリジリと既成事実を積み重ねている。

昨年12月、東シナ海上空に防空識別圏と云う名の管轄空域を設定した。公海上の飛行の自由を保障する国際法の明らかな違反である。

今年1月には、南シナ海で勝手に設定した海域で、外国漁船に対し操業許可申請を義務付ける独善的な規則を施行した。フィリピン、ベトナムは即座に抗議し、米国のラッセル国務次官補は「挑発的であり、潜在的に危険な行為だ」と懸念を表明した。だが、腰の定まらぬ米国の対中姿勢を見透かし馬耳東風である。

同月、人権活動家許志永氏が公共秩序騒乱罪で起訴され、懲役4年の実刑判決が下った。許志永氏は民主や法治の実現を目指す「新公民運動」の中心人物である。米国は人権問題に関して敏感である。ロック駐中国米大使は「許氏らの起訴は、当局の腐敗を明らかにし、平和的に意見を表明しようとしたことへの報復だ」と中国を批判した。だが中国は全く意に介さず、わずか5日間の審理で判決を出した。

米務省のサキ報道官が「米国は深く失望している」と表明した直後、今度は人権活動家胡佳氏を連行、拘束した。懲役4年の実刑判決の許志永氏や、「国家分裂」に関与として拘束されたウイグル族学者イリハム・トフティ氏らをネット上で取り上げたことが原因という。

中国は「力の信奉者」である。相手が弱ければ強く出るし、強い相手であれば静かに時を待つ。相手が強いと下手に出、弱みを見せると力をむき出しに強面に出る。米国は依然強い力を保有する。だがそれを発揮する意欲に欠けることを中国は見透かしているのだ。

このままでは米軍の介入を招かないで尖閣を奪取することが可能だと中国が信じる危険性がある。中国の高官は「中国にとって最も都合のいい日米同盟は、ここぞという絶妙の瞬間に同盟が機能しないことだ」と語っている。中国に対する最大の抑止は、日米同盟が機能するところを目に見える形で示すことだ。

2012年の米国防戦略指針にも示しているように、アジアの平和と安定は、米国にとっても国益である。米国が内向きになっているのは、テロとの長い戦いによる厭戦気分と同時に、同盟の負担を負いきれぬ財政事情がある。ならば負担や役割を日本が分かち合うことだ。これまでのような米国の負担を前提にした安全保障はもはや成り立たない。日米が負担や犠牲を分かち合って中国に立ち向かうしかない。

外交に関心を失いつつある米国に対し、中国への関与政策の意志を持たせることは日本の国益そのものである。そのためには集団的自衛権を認め、米国を巻き込むしかない。

同盟は近すぎると「巻き込まれる」。だが遠すぎると「捨てられる」という「同盟のジレンマ」がある。これまで、米国の戦略に巻き込まれることを懸念する声が多かった。だが、今は内向きになる超大国米国を如何に「巻き込むか」という知恵が日本に求められている。

ゲーツ元国防長官は「国防に力を入れる気力も能力もない同盟国を支援するために貴重な資源を割く意欲や忍耐は次第に減退していく」と本音を語った。米国を「巻き込む」には「米国の意欲や忍耐」を減退させない日本の努力が欠かせない。

1998年のテポドン騒動の時である。日本海に進出している米海軍のイージス

艦に対し、ロシアの偵察機が大挙して接近してきた。ロシアにとっては米イージス艦の情報収集のチャンスであり当然の行動である。

イージス艦は弾道ミサイルモードにレーダーを切り替えると、接近する航空機を発見する能力は低下する。そのためイージス艦上空を戦闘機によって警戒し援護することが必要となる。

この時、米軍から航空自衛隊に対し上空警戒の要請があったという。だが、防衛省は根拠となる法令探しから始まり、しかも集団的自衛権に抵触する可能性もあり、小田原評定で遅疑逡巡した。米軍は痺れを切らし、三沢の米空軍F 16を離陸させて自前で対処した。日本を守るために活動する米イージス艦の支援もできない。これでは同盟とは言えず、米軍も嫌気がさすに違いない。

次のような事例も深刻だ。朝鮮半島で有事が起きると、米国政府は真っ先に韓国から米国人の非戦闘員（婦女子）避難に着手する。韓国には米国人が約 22 万人住んでいる。

米国は軍用機、チャーター機、民間航空機など総力を挙げて至短時間に朝鮮半島から米国人を脱出させようとするだろう。第一避難地は日本であり、日本と韓国の間をピストン輸送する。

東日本大震災の際にも、放射能被害を避けるため、関東一円の米軍人家族をハワイ以東に避難させた。在日米軍基地から婦女子があつという間にいなくなった事実はあまり知られていない。

日本海には米国人の婦女子を乗せた航空機が数珠繋ぎになるだろう。当然、自衛隊も警戒態勢を上げる。日本海には武装した空自F 15戦闘機が空中哨戒を実施しているはずだ。

その時、婦女子を乗せた輸送機の後方に接近する北朝鮮空軍MIG-29を空自F 15が発見したとしよう。米国は空自F 15が当然、MIG-29を撃墜して輸送機を守ってくれると期待しているに違いない。

だが、現下の法制では空自パイロットはMIG-29を撃墜し、これを防衛することはできない。防衛の対象が公海上空を飛行する米軍輸送機である。まさに禁じられている集団的自衛権に該当する。

同盟国日本のF 15がそこにいるにもかかわらず、米国人婦女子が撃墜されるのを、手をこまねいて見ていたとしたら間違いなくその瞬間に日米同盟は崩壊する。筆者が現役パイロットだった頃、怖れていた地獄のシナリオの一つである。

ミサイル防衛もそうだ。2012年12月、北朝鮮は人工衛星打ち上げと称し、ミサイルを打ち上げた。米国にも届く核ミサイルとなる可能性がある。

自衛隊は我が国に飛来する弾道ミサイルは破壊できる。だが、米国に飛来する弾道ミサイルは撃ち落とすことはできない。集団的自衛権に抵触するからだ。

北朝鮮から米本土に撃たれたミサイルは、カムチャッカ半島からベーリング海方面を飛行するため日本から迎撃することはできない。だが、グアムに撃たれたミサイルは福岡県、山口県付近の上空を飛行する。ハワイに撃たれたミサイルは日本海を経て東北地方の上空を飛行する。幸か不幸か現在の自衛隊はその迎撃能力を有しない。だが日米共同開発中の弾道弾迎撃ミサイルが完成すればこれを迎撃できる可能性がある。もしハワイやグアムに撃たれた弾道ミサイルを発見し、迎撃が可能にもかかわらず、集団的自衛権を理由に迎撃しなかったならどうなるか。誰にでも容易に想像がつく。

米軍は弾道弾ミサイル探知用レーダーを既に青森県の車力に設置している。これに加え京都府の経ヶ岬に追加設置することを決めた。これは北朝鮮からグアム、ハワイに向けたミサイル探知用である。このシナリオは決して絵空事ではない。

安倍内閣は集団的自衛権の行使容認に向け憲法解釈を変更しようとしている。だが、メディアを含め依然反対勢力は多い。1960年安保闘争の最大の反対理由は「米国の戦争に巻き込まれる」だった。またぞろ「巻き込まれ論」を持ち出して集団的自衛権に反対しているが時代錯誤も甚だしい。

先述のように、我が国を守り、アジアの平和と安定を確保するには、日米同盟の緊密化を図り、米国を「巻き込む」ことが必要である。「親米」でも「反米」でもない、日本の国益のために米国を活用するという「活米」の知恵が求められている。このためには集団的自衛権の行使容認は必須なのだ。

集団的自衛権容認に当たっては、自衛隊をタイムリーに活用できない現行法制の轍を踏んではならない。反対派説得の妥協案として、各種「縛り」が議論されているようだ。だが、実質的に自衛隊が動けない「縛り」を付加するようであれば本末転倒だ。例えば「国会承認」は必要としても、「いとまがない場合は発令後、事後承認を」といった実行措置を担保しておくことは欠かせない。

「集団的自衛権が認められれば、米国と一緒に地球の裏側まで行って戦争するようになる」といったデマゴグに耳を傾けている暇はない。集団的自衛権行使を認めることは、決して「米国とともに『戦争する国』造り」でも、「アメリカの手先になる」ことでもない。我が国の防衛そのものなのだ。

内向きになりつつある米国を「巻き込む」ことは、そう簡単なことではない。最近のオバマ政権の対中国政策の微妙な変化は日本にとって看過できないものがある。「集団的自衛権容認」だけで変化の潮流を変えることが出来るとは思わないが、重要な梃子であることは確かだ。

昨年7月、国連大使から国家安全保障担当大統領補佐官になったスーザン・ライスの中国への融和的な姿勢は際立っている。2月に訪米した岸田外相との会談では、ケリー国務長官とヘーゲル国防長官が中国の設定した東シナ海の

防空識別圏に厳しい姿勢を示したが、ライスは言及すらしなかった。

昨年11月、ワシントンでの講演では米中二国で世界を仕切るG2論を容認する考えも示唆した。G2論はカーター政権で親中派のブレジンスキー大統領補佐官が初めて提唱した。米中の二国が、国際秩序維持のガイドラインや基本ルールを設定する、いわば二国が世界を仕切るというものである。これは東シナ海、南シナ海への中国の海洋進出容認にもつながりかねない。ライス補佐官の「中国擦り寄り」が今後のオバマ政権の外交政策になるとは言えないが、そうならぬよう日本も積極的に手を打たねばならない。

アングロサクソンの通弊として、「勝てない相手とは手を結べ」という選択をとることがある。中国は経済力でも米国との差を急速に縮めてきた。2020年代後半には中国は米国のGDPを追い抜くとも云われる。軍事力増強も顕著だ。この20年でも7倍強に拡大している。「富国強軍」をスローガンに軍拡を続ければ、2020年代には米中が拮抗するという。

米国が中国とテーブル下で手を握ることはあり得ない話ではない。「永遠の敵も、永遠の味方もない。あるのは国益であり、国益を追求するのが我々の責務である」というパーマストンの箴言を日本は肝に銘じておかねばならない。

今年末までに日米防衛協力の指針(ガイドライン)が改定される予定である。集団的自衛権の行使を前提とし、米国との任務分担、役割分担を明確にし、共同作戦計画を策定することだ。共同作戦計画は「米国を巻き込む」最良の手段である。

幸い米国防省は前向きである。2014QDRでも「アジア太平洋へのリバランスに引き続き貢献していく」とし、2020年までに海軍艦艇の6割を太平洋に配置するとしている。共同作戦計画策定は何より中国への抑止力になる。

日本は自らの国は自らで守るとの原点に立ち返り、自衛隊を効果的に活用できる法体系を整備する。同時に米国とスクラムを組み、目に見える形で日米同盟緊密化を演出できる「活米」の知恵を出すことだ。要は中国が冒険的行動の誘惑に駆られないよう隙のない防衛態勢を確立することである。ほとんどが政治の意思さえあれば直ちにやれることである。